

茅ヶ崎市入札等結果の公表に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市が行う一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）の結果を積極的に公表し、市民等の利便に資することを目的とする。

(公表の方針)

第2条 茅ヶ崎市の入札及び契約に関する情報は、これを公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は公表しないことができる。

(1) 公表することにより今後の同様の契約をすることに支障を来すおそれがある情報。

(2) 総合評価一般競争入札及びこれに類する入札等（以下「総合評価方式等」という。）において結果を公表することにより審査の中立性が損なわれるおそれがある情報。

(対象とする契約方法)

第3条 茅ヶ崎市が行う入札等は、この結果を公表する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「政令」という。）第167条の2第1項第1号、同第3号又は同第4号による随意契約は、この限りでない。

2 前項の結果には、入札を中止した場合など、落札に至らなかったものも含むものとする。

(公表する内容)

第4条 入札等の結果は、次の各号に掲げる情報を公表するものとする。

(1) 件名

(2) 履行期間、契約期間又は納期

(3) 履行場所又は納品場所

(4) 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）

(5) 随意契約の場合には、適用条文、随意契約理由

(6) 予定価格

(7) 最低制限価格又は調査基準価格

(8) 入札（見積もり合わせ）執行日

(9) 入札（見積もり合わせ）場所

(10) 各事業者、各事業者のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第39条第1項及び同第2項に規定する法人等、法人等以外の法人又は人格のない社団等においては、番号法第2条第15項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）、各事業者ごと、各回ごとの入札金額（見積金額）

(11) 落札金額

(12) 落札者

(13) 総合評価方式等の場合は、各提案者、各項目、各審査者ごとの点数。ただし、審査者の氏名は除く。

2 総合評価方式等は、落札者を決定する方法（実施要領等）も合わせて公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 入札等の結果は、かながわ電子入札共同システムにおける電子媒体での公表とす

る。

(公表の手續)

第6条 落札決定後、第4条の内容を記載した「入札（見積もり合わせ）結果表」（第1号様式）を作成し、前条に定める方法により公表する。

2 総合評価方式等は、「入札（見積もり合わせ）結果表」に合わせ、「評価調書」（第2号様式）及び実施要領等も公表することとする。ただし、第2号様式によりがたい場合は、独自の調書による公表も可とする。

3 政令第167条の2第1項第8号又は同第9号による随意契約は、「入札（見積もり合わせ）結果表」に合わせ、「見積経過調書」（第3号様式）も公表することとする。

4 入札等の結果は、落札決定後おおむね1週間以内を目安とする。

(公表期間)

第7条 入札等の結果は、当該年度を含め、5年とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後の契約の締結に係る入札等の結果の公表について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後の契約の締結に係る入札等の結果の公表について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。